

議事日程第3号

平成23年9月16日（金曜日） 午前9時05分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 3件

議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

発議第2号 名鉄広見線対策特別委員会の設置について

発議第3号 亜炭廃坑対策特別委員会の設置について

日程第3 議案の審議及び採決 11件

議案第29号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第30号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第31号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第32号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第33号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第34号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 工事請負契約の締結について

議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

発議第2号 名鉄広見線対策特別委員会の設置について

発議第3号 亜炭廃坑対策特別委員会の設置について

日程第4 特別委員会委員の選任

日程第5 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 7件

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定について

民生文教常任委員会付託事件 4件

認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高 山 由 行	2番 山 口 政 治
3番 安 藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山 田 儀 雄
7番 加 藤 保 郎	8番 伊 崎 公 介	9番 植 松 康 祐
10番 大 沢 まり子	11番 岡 本 隆 子	12番 佐 谷 時 繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 竹 内 正 康
教 育 長 丹 羽 一 仁	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長 瀬 瀬 久 美	建 設 部 長 松 岡 学 一
教育担当参事 安 藤 信 治	企 画 調 整 担 当 参 事 三 輪 康 典
総 務 課 長 田 中 康 文	企 画 課 長 加 藤 暢 彦
まちづくり課長 奥 村 悟	税 務 課 長 佐 久 間 英 明
住民環境課長 寺 本 公 行	保 険 長 寿 課 長 山 田 徹
福 祉 課 長 若 尾 要 司	農 林 課 長 植 松 和 徳
上下水道課長 亀 井 孝 年	建 設 課 長 伊 左 次 一 郎
会 計 管 理 者 藤 木 伸 治	学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
生涯学習課長 玉 木 幸 治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二	議 会 事 務 局 書 記 渡 辺 一 直
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ここで、山田保険長寿課長より発言を求められておりますので、これを許します。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、御説明をさせていただきます。

本議会に提案しております議案第31号 御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、別冊の補正予算書の一部を訂正させていただきたいと思っております。

補正予算書の中の黄緑色の表紙の後4ページになりますが、事項別明細書の歳入歳出とも節欄の区分、金額部分が表記されておりませんでしたので、追加、訂正させていただきます。上段の歳入の款06繰越金については、区分に01繰越金、金額に646万8,000円を、また中段以降の歳出の款04諸支出金については、区分に28繰出金、金額に549万1,000円を、款05の予備費については金額のみになりますが、97万7,000円を追加させていただきたいと思っております。大変お手数でございますが、配付いたしましたものと差しかえをお願いしたく存じます。よろしくお願いたします。まことに申しわけございませんでした。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 伊崎公介君、9番 植松康祐君の2名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。

追加議案として付議されました議案第37号と発議第2号、発議第3号の3件を一括議題として、提案理由の説明を求めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件3件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、発議第2号 名鉄広見線対策特別委員会の設置について、発議第3号 亜炭廃坑対策特別委員会の設置についての以上3件についてを議題といたします。

最初に、議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

おはようございます。

それでは、議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

追加議案の1ページ、資料つづりはその3の裏面1ページをお願いいたします。

教育委員は5名であります。現在4名で1名が欠員となっております。ことし6月1日付で辞任されました安藤雅子さんの後任の方を今回追加上程させていただき、議会の同意をお願いするものであります。

議案をごらんください。

氏名は後藤香代里さん、生年月日は昭和41年8月30日、住所は御嵩町中660番地4、この方をお願いするものであります。資料つづりの履歴書にありますように、後藤さんは昭和61年に愛知県立豊明高校を卒業した後アメリカへ語学留学されまして、帰国後はその英語力を生かし通訳や翻訳の仕事をされ、現在もフリーの翻訳者、そして愛知県立看護総合専門学校の英語講師として御活躍されております。また、地元では子供会の会長やPTAの役員なども務められ、地域の教育活動に対しても熱心な方です。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定の中に、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとありまして、後藤さんは義務教育のお子様をお持ちでもあります。以上のことから、教育委員として大変ふさわしい方であると思いますので、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては前任者の残任期間となり、平成23年10月1日から平成24年9月30日

までの1年間であります。資料等お目通しの上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

続いて、発議第2号 名鉄広見線対策特別委員会の設置について、発議第3号 亜炭廃坑対策特別委員会の設置について、議会事務局長に朗読をさせます。

渡辺議会事務局長。

議会事務局長（渡辺謙二君）

それでは、お手元に配付しております御嵩町議会第3回定例会追加議案その2の1ページをお願いしたいと思います。

朗読いたします。

発議第2号

名鉄広見線対策特別委員会の設置について

御嵩町議会委員会条例（昭和62年条例第15号）第5条の規定により、次のとおり名鉄広見線対策特別委員会を設置するものとする。

平成23年9月16日提出

提出者 御嵩町議会議員 大沢まり子

賛成者 " 佐谷時繁

 " " 加藤保郎

名鉄広見線対策特別委員会の設置について

名鉄広見線の存続問題に関する調査・研究を行うため、委員5人をもって構成する名鉄広見線対策特別委員会を設置し、下記事項について調査を付託するものとする。

なお、本委員会は、議会の閉会中も調査できるものとし、議会が本調査の終了するまで継続して調査を行うものとする。

記

- 1 名鉄広見線の存続に関する事項
- 2 法定協議会に関する事項
- 3 名鉄広見線に係る公共交通に関する事項

続きまして、2ページお願いします。

発議第3号

亜炭廃坑対策特別委員会の設置について

御嵩町議会委員会条例（昭和62年条例第15号）第5条の規定により、次のとおり亜炭廃坑対策特別委員会を設置するものとする。

平成23年9月16日提出

提出者 御嵩町議会議員 山田 儀 雄

賛成者 " 柳 生 千 明

 " " 高 山 由 行

亜炭廃坑対策特別委員会の設置について

亜炭廃坑に係る事前の予防措置に関する調査・研究を行うため、委員6人をもって構成する亜炭廃坑対策特別委員会を設置し、下記事項について調査を付託するものとする。

なお、本委員会は、議会の閉会中も調査できるものとし、議会が本調査の終了するまで継続して調査を行うものとする。

記

- 1 亜炭廃坑に係る事前の予防措置に関する事項
- 2 国・県への法的な整備に関する事項

以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第2号 名鉄広見線対策特別委員会の設置について、提出者より説明を求めます。

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

それでは、発議第2号につきまして御説明を申し上げます。

名鉄広見線問題につきましては、平成19年第4回定例会において名鉄路線対策特別委員会が設置され、平成23年第2回定例会での最終報告までの間、存続に関する調査・研究がなされてまいりました。しかし、この問題は今日まで行政と住民が協力をし各種イベントなど行っておりますが、利用者の増加には至っていない状況であります。今回、前特別委員会の最終報告での意を酌み、継続という形で存続に対してのさらなる調査・研究を行うために、この特別委員会を設置することを提案させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

次に、発議第3号 亜炭廃坑対策特別委員会の設置について、提出者より説明を求めます。

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

それでは、発議第3号について御説明をいたします。

御嵩町には、積年の懸案事項であります亜炭廃坑陥没問題があります。特に、昨年10月20日に発生しました顔戸地内での大規模陥没は、住宅5戸を含む広範囲に発生したものでありました。その後も、住宅は含まれておりませんが、農地などの陥没被害が発生しております。その頻度も高くなってきているように感じます。こうした陥没被害の復旧方法や予防措置については、特定公害復旧事業制度や基金の問題が課題となっております。今後、この問題に対し、国・県等への法的整備の要望などを調査・研究するため、委員6人をもって組織します亜炭廃坑対策特別委員会を設置することを御提案させていただきます。よろしく願いいたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第29号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

補正予算書の21ページをお願いします。

ここに、生涯学習費で公民館費として補正額2,104万4,000円上げられておりますが、まず1点、国・県支出金の方で935万の財源内訳が載っていますが、このところ社会資本整備総合交付金で604万円支給されておりますが、あと残り334万6,000円、これは恐らく土木費から移譲されたものだと思いますが、その辺のところの経緯を少し教えていただきたいのと、それからこの間の説明によりますと、防災施設としての整備をなされるということで、何か生涯学習費、公民館費で計上されるものちょっと趣旨が違うんじゃないかなということが考えられること。それからもう一つ、じゃあ防災施設として整備していくということになると、このところ亜炭廃坑があるのではないかとと思われるのですが、その辺についてのちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、伊崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、御指摘のありましたように社会資本整備総合交付金であります、935万を充当させていただきますいておりますが、収入の方は……。

議長（谷口鈴男君）

暫時休憩いたしましょうか。よろしゅうございますか。

総務課長（田中康文君）

すみませんでした。歳入につきましては、9ページの国庫支出金であります604万円、社会資本整備交付金ということで、歳入で受けております。それで、今回充当しておる分の差額分につきましては、18ページの土木費の土木管理費の方で102万6,000円、並びに19ページの同じく土木費の項02道路橋梁費であります232万円を、それぞれ充当財源を変更しまして今回の財源としております。これにつきましては、社会資本整備総合交付金の充当が55%ということでもありますので、今回整備します中公民館の防災拠点施設の整備に係る社会資本整備交付金の55%分の財源を繰りかえまして充てているということでもあります。当初の社会資本整備交付金につきましては、それ以外の事業に充てておりましたが、概算でありましたので、今回この事業が確定したことによりまして財源の変更を行ったものであります。以上です。

議長（谷口鈴男君）

玉木生涯学習課長、亜炭廃坑等の問題について。

生涯学習課長（玉木幸治君）

21ページ的设计委託料の関係でございますが、これにつきましては273万円でございますが、詳細内訳でございますが、測量費51万円、これにつきましては現地測量、横断測量等でございます。また、設計業務等でございますが、これにつきましては172万円でございます。これは設計協議等でございます。また、補償業務としまして49万3,000円、これは補償の工作物調査等でございます。合わせまして273万円の内訳でございます。

また防災拠点としまして、大災害に備える緊急車両の確保に伴い、安全なまちづくりを推進するということで、中公民館の、御存じだと思いますが、町の中央公民館としまして機能する中公民館でございます。防災拠点としましてですが、通常時におきましては駐車場としまして活用すると。また、公民館の利用の利便性向上を図るためにもということで、公民館等で組んでおります。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8 番（伊崎公介君）

わかりました。公民館の機能を高めて防災施設としても活用していくという点はわかりました。中公民館のところが、亜炭廃坑があって防災施設として向かないのではないかという点について、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

伊崎議員の、今の亜炭廃坑の関係について御回答させていただきます。

今回の整備事業につきましては、駐車場整備であるということと、それから地下に亜炭があるということなのですが、詳細については調査を行っておりませんので、具体的なことについてはわからないということでありますので、今回は防災拠点施設の整備ということでありますが、駐車場整備ということで事業を実施させていただきたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

8 番 伊崎公介君。

8 番（伊崎公介君）

そうなる、今回は駐車場整備ということで行っていくということなのですが、今後どういう形になっていくのかということをお示しいただけたらと思いますが。

議長（谷口鈴男君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

ただいまの伊崎議員の御質問でございますが、中公民館の現在の敷地について、具体的に亜炭廃坑がどのようになっているかということは調査しておりませんが、ハザードマップからいくと多分あるだろうということでございます。しかし、現在中公民館につきましては、昭和45年につくって以来、多分老朽化してきておりまして、今回、ことし教育委員会の方で検討委員会を立ち上げて、今後どうしていくかということも話をさせていただくわけですが、もし施設の改修によっては、当然地下の方も調査しまして充てん等しなければならぬかもしれませんが、改修方法によっては現状のままということになるかもしれません。ただし、将来的なことを考えれば、当然御嵩町のもう少し地下の安全なところにそういった施設は当然持っていくことが必要になってまいります。中公民館のみならず役場でもそうですが、実際大きな地震になれば当然この役場の地下も亜炭廃坑はあります。そういったことで、将来的に御嵩町の公共施設をどうしていこうかということは、今後、議員の皆様とも相談いたしまして検討してまい

ていく課題であるというふうに考えております。

議長（谷口鈴男君）

よろしゅうございますか。

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第30号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

1点、聞かせていただきたいと思っております。

今回の国民健康保険特別会計の補正予算につきましては、この経済情勢の悪い中だと思いますが、保険税等が補正額6,500万という高額な減額となっております。その手当てとしまして繰越金5,400万という金額が上げられております。その中で、後ほどまた決算の方で審議はされていますのであれですが、繰り越しが出てきたというその繰越金の内容ですね。平成22年度で国民健康保険基金の取り崩しが9,600万ほどなされております。それにかわって歳出の方

で基金への積み立てが6,000万ほどなり返されております。差額として3,600万ほどあるわけですが、この額が繰越金に反映されておるといふふうに考えることができると思うんです。昨年そんなに医療費の高騰やいろいろながないのに、基金を取り崩しをされて、こういうような繰越財源をつくって本年度に税収が思うように上がらなかったということから繰越金を財源として充てられるという、こういう国民健康保険の経営状態、私も国民健康保険の被保険の1人ですが、今後ともどのような考えを持ってやっていかれるのか。基金につきましては、条例にあるとおり給付費等に充てるのが本位でありますので、税収が落ちれば税率の改正等なされる時期が当然来るかと思いますが、そこら辺について今後の国民健康保険の運営上のことにつきまして、一般的で結構であります但教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（谷口鈴男君）

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

ただいまの加藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計は一般の会計とは異なりまして、支出額に応じて収入額を確保しなければならない。一般の会計運営では、収入の見込み額に応じて事業の種類や規模を決めて予算を組む、年度途中で収入の見込み額に減少が予想されれば事業縮小するなりして収支の均等を図ることも可能ですが、国民健康保険の場合は、支出額は被保険者の医療需要に応じて変動するものでありまして、収入が見込めないからといいまして、これを抑えることはできないという性質を持っております。かつて、国民健康保険の加入者と申しますと農林水産業者や自営業者の方々が主な被保険者とする社会保険制度でしたけれども、今や無職者や派遣労働者、パートなどの非正規被用者が4分の3を占めるというような状況でございます。これは、生活保護を除きまして、他の医療保険制度の対象にならないすべての方を対象としておりまして、平均所得も低く、景気低迷の影響を大きく受ける所得層として、歳入面での保険税収入の落ち込み傾向にあります。一方で、被保険者の年齢構成は高齢化傾向にありまして、当町においても平成22年度で60歳以上の方が全体の51.3%を占める状況となっております。このため、他の保険制度に比べて高齢者による医療の受診の機会が増大しておりまして、近年での医療技術の高等化や専門化の影響から見まして、保険給付費、いわゆる医療費も御嵩町では平成20年度に11億9,000万円、平成21年度には12億3,000万、平成22年度では13億円を越す年々増水傾向にあると言えます。

先ほど、加藤議員の方から御指摘のありました国保基金につきましては、保険給付費の費用に不足を生じたときの財源に充てるためといたしまして、御嵩町では基金条例第2条で毎年度

決算の剰余金のうちその全部または一部を積み立てるものとなっております、御嵩町では平成12年度で約1億8,000万円の積み立てがあったようです。当町の保険財政規模から見ますと、条例第2条の第2項で規定がございますが、約2億3,000万円ぐらいを上限とすべきと解釈できます。しかし現在の運営状況では、とても現実的なこの上限は数字ではございません。昨年度の国保特別会計では、構造的な赤字に加えまして、年末から2月ごろにかけて、医療費の例年にならぬ異常な伸びがございまして、運営危機問題が浮上しまして、議会の方にもお願いしまして一般会計からの繰入金1億円や、先ほど加藤議員の方から御説明ございました基金の取り崩しを行いまして、紆余曲折な状況ではございましたが、結果として決算での剰余金が1億2,000万円ほどとなりました。本来ならば、この全額を基金に積み増ししてという御意見もございましょうが、平成23年度の当初予算編成時より懸念されておりました保険税収入の落ち込みと、年度当初からの現在も高騰化を続けております毎月の保険給付費の歳出問題につきまして、現下の財源不足に即時に対応できるための繰越金としまして、約半分の6,058万1,000円を計上させていただきました。よって、残りの6,000万円を基金積み立てとし、現在の基金残高は6,022万2,000円となっております。

今後の国保の課題につきましてですけれども、この構造的な赤字を解消するため、現在の枠組みの中で考えられます当町の方策といたしましては、歳入面では保険税の税率改正や、保険税の不可割合の平準化による被保険者の負担割合の公平化、また保険税収納率の向上がありますが、保険税に関する方策につきましては条例改正も必要になってございますので、国保の運営協議会や議会の皆様にも御相談をしながら、今後進めていきたいと思っております。

また歳出面では、医療費の抑制対策の実施としまして、ジェネリック薬品の推奨広報や多重受診など、いわゆる無駄な医療を受けることのないような周知、そして生活習慣病予防、メタボ対策としての特定健診、特定保健指導などの保健事業の展開を通じまして、被保険者の健康づくりを図っていきますとともに、健全な国保財政の運営を目指したいと思っております。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

7番 加藤議員、よろしゅうございますか。

〔「はい」と7番議員の声あり〕

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第31号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第32号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第33号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第34号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「質疑ありません」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「討論ありません」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

議長（谷口鈴男君）

発議第2号 名鉄広見線対策特別委員会の設置についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号 名鉄広見線対策特別委員会の設置について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

発議第3号 亜炭廃坑対策特別委員会の設置についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号 亜炭廃坑対策特別委員会の設置について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

特別委員会委員の選任

議長（谷口鈴男君）

日程第4、特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました名鉄広見線対策特別委員会、亜炭廃坑対策特別委員会の委員の選任を行います。

ここで事務局に選任名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

この委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するとありますので、お手元に配付しました名簿のとおり各特別委員会委員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、特別委員会委員は配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、各特別委員会委員が選任されましたので、ここでそれぞれ委員会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いいたします。

この後、名鉄広見線対策特別委員会は第1委員会室で、亜炭廃坑対策特別委員会は第2委員会室で委員会を開催してください。委員会の進行につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時委員長として委員長の互選まで進行していただきますようお願いいたします。その後、委員長が副委員長の互選の進行をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

予定開催時刻は10時15分といたします。

午前 9 時56分 休憩

午前10時14分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

各特別委員会から委員長、副委員長の選任報告がありましたので、事務局長に発表させます。

渡辺議会事務局長。

議会事務局長（渡辺謙二君）

それでは、発表させていただきます。

名鉄広見線対策特別委員会委員長 加藤保郎議員、副委員長 山口政治議員。

亜炭廃坑対策特別委員会委員長 植松康祐議員、副委員長 岡本隆子議員。以上です。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から認定第7号までを一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました7件について、議長あてに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会付託事件の認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定について、以上3件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介君。

総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）

それでは、総務建設産業常任委員会に付託されました事件審査の報告を行います。

平成23年9月14日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公

介。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。第3回定例会の9月7日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、平成23年9月14日。

2. 審査事件名、認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか。また、効率的な行政運営が図られたか。予算の目的どおり適法・適正になされたか。そして、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第6号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第7号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。以上です。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（谷口鈴男君）

認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論ありません」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定についてを議題とします。
質疑ございませんか。

[「質疑ありません」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定について、採決を行います。
本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、民生文教常任委員会付託事件の認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての以上4件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

それでは、報告をさせていただきます。

平成23年9月13日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。第3回定例会の9月7日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり審査の結果を報告いたします。

記1. 審査実施日、平成23年9月13日火曜。

2. 審査事件名、認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3. 審査の経過、議員の皆様にはお目通しをお願いいたします。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第5号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。以上であります。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（谷口鈴男君）

認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、採決

を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議長（谷口鈴男君）

認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定についてに移ります。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（谷口鈴男君）

以上で、本定例会に提出された案件はすべて終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

大変長期間にわたりまして慎重審議をしていただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

ただいま、議案すべてが全員賛成のもと可決されました。行政側として反省すべきところは反省しながら、今後答弁等とのテクニックも磨いてまいりたいと思います。縦横の連携をしっかりと図りながら、皆さんの質問に的確に答えることができるように精進してまいりたいと思

っております。

今定例会の一般質問の行政側の答弁、議会報に載せるものは、すべて答弁者がまた見させていただくということに先日させていただいたと、議長に報告をしておきました。普通の形に戻ったということかなと思っております。

3・11の大災害が起こりまして6ヵ月がこれで過ぎたわけでありまして。御嵩町からも、公費を使ってという形ではありますが、職員、並びに消防団員、80名を超えるボランティア参加がございました。きょう、朝テレビでやっておりました。ちょうど七ヶ浜へ行ってボランティアをさせていただいた。たった一日、たった六、七時間のボランティアではありましたが、自分のやった仕事の成果が見える仕事を与えていただいたということで、大変充実した一日を送ったようであります。また、石巻市へ帰る道すがら寄らせていただいて、高見からその町の変貌と見えますか、壊滅状態を目の当たりにしてきたようであります。参加した職員全員からのレポートが出ております。まだ、4陣については出てきてはおりませんが、3次までの全員のレポートに目を通させていただきました。非常に具体的な形の提案等々も出てきております。むしろ、そうした意見を町の防災計画の方に具体的にきちっと織り込んでいくということが重要になってきたなということをおもいます。机上でこれまでやってきたわけでありましてけれども、少なくともあつた大災害が起きた場合の対策として、ここにいる議員さん、また町の執行者の部下ということになる参事、部長、そして課長は、そのピラミッドごとのトップ、リーダーになるわけですので非常に責任が重いというふうに思っております。このところ反省しなければいけないなと思っておりますのは、想定内であるとか、想定外という言葉に余りに簡単に使いすぎるということではないのかなと思っております。想定外という言葉を使えば、それは免罪符になってしまうという意図が見え隠れしてしまうということでもあります。行政の責務というのは、想定内をいかに多くしていくかが責務かと思っております。今後、皆さんのお知恵をおかりしながら、想定内を一つでもふやしてまいりたいと思っております。

また、これは読みました本の中に書いてありましたが、「想定内のことが起きている限りはリーダーは必要ない。想定外のことが起きるからリーダーが必要なんだ」という文面がございました。なるほどなと思いましたが、皆さんも地域の中でのリーダーということになりますので、起きなければ幸いということになるわけですが災害等々が起きたときには、ぜひ地域のリーダーとして、また情報を正確にもたす方だという立場であることを御認識いただいて、行政と力を合わせて、まちの、また町民の安全・安心につなげてまいりたいと思っております。まだまだ議論は尽きませんが、今後そうした防災についても大きく、具体的な形でも変更していかなくちゃいけない部分が出てくるかと思っておりますので、その節には御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

大変長いあいさつになりましたけれど、ぜひこの御嵩町のため、町民のために皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いしまして私の閉会のあいさつとさせていただきます。本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成23年度御嵩町議会第3回定例会を閉会します。

なお、この後10時50分より全員協議会を行いますので、第1委員会室の方へ、10時50分までに御参集いただきますよう、お願いをいたします。御苦労さまでした。

午前10時39分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員